

令和6年度屋久島町会計年度任用職員『火葬業務員』募集要項
【生活環境課】

1 任用根拠及び募集人員並びに応募資格

(1) 任用根拠：フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号）

(2) 募集人員：1名

(3) 応募資格

①本町に住所を有する者又は、任用前日までに転入予定者であること

②普通自動車の運転免許（AT限定不可）を保有し、運転ができる者

③次のいずれかに該当する者は、応募できません。

ア．禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ．屋久島町の職員として懲戒処分の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者

ウ．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その団体を結成し、又はこれに加入した者

※地方公務員法が改正された場合は、その定めるところによります。

※外国籍の方も受験できます。ただし、合格した場合でも、任用日において就労が制限される在留資格の方は任用されません。

2 業務内容及び勤務場所等

(1) 業務内容及び勤務場所

①業務内容

ア．火葬業務全般（火葬炉操作・斎場における接遇）

イ．館内外清掃

ウ．各種書類作成

エ．機械機器及び火葬炉設備等の維持管理

オ．その他生活衛生業務全般に関すること及び所属長が指示する事項

②勤務場所 屋久島町斎場及び屋久島町役場

(2) 任用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

年度を超えての更新はありませんが、任期ごとに面接や従前の勤務実績に基づく客観的な能力実証を行ったうえで、再度任用されることがあります。

(3) 勤務日等

就業日時	原則、毎週月曜日から金曜日までの週5日勤務で、1週間の勤務時間は、休憩時間を除き38時間45分。 午前8時30分から午後5時15分 ただし、火葬の状況により変更の場合有り。 ※休日出勤、時間外勤務を命じる場合があります。
代休	就業日又は就業時間外に従事した場合は、その従事した日数及び時

	間に応じて代休を取得することができます。
休憩時間	原則正午から午後1時まで。 ただし、火葬の状況により変更の場合有り。
勤務しない日	原則、毎週土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日。 ただし、火葬の状況により変更の場合有り。

(4) 給料・手当等

給料額は、屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例に基づき、実務経験や職責等を考慮の上、決定します。(下記の給料額は、令和6年1月現在の給料表に基づくものです。給与改定状況等により変動することがあります。)

月額：249,200円～258,600円

※その他、期末手当、通勤手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(5) 社会保険等

共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入。公務災害補償制度等の適用あり。

(6) 休暇・特別休暇等

年次有給休暇他

(7) 服務

地方公務員法に規定する服務に関する規定(守秘義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、政治的行為の制限など)が適用されるとともに、非違行為等あった場合には懲戒処分の対象となります。

3 選考の方法及び内容

選考は第1次選考及び第2次選考とし、第2次選考は第1次選考の合格者について行います。

(1) 第1次選考(書類選考)

応募書類による選考を行います。

(2) 第2次選考(面接選考)

主として識見、職務適正、コミュニケーション能力等を評価します。

4 申込から採用まで

①申込書又は履歴書を提出⇒ ②受付期間終了後、書類選考を行い、募集条件と合致した方のみ面接日時等を連絡⇒ ③所属長等による面接試験を実施⇒ ④合格発表後に採用となった場合、指定された初日に「任用通知書」を交付し、勤務開始となる。

合格発表後受験資格がないこと又は申込書・履歴書の記載事項が正しくないことが判明した場合または任命権者が不相当と認めた場合に合格を取り消すことがあります。

地方公務員法の規定に基づき、採用はすべて条件付きのものとし、採用後1か月間を良好な成績で勤務したときに会計年度職員として正式採用となります。

5 応募の方法

(1) 提出書類

屋久島町会計年度任用職員採用申込書又は市販の履歴書

※3か月以内の顔写真を貼り付けること。

※申込書は、役場本庁の各担当課と各出張所で配付します。

また町ホームページからもダウンロードできます。

※市販の履歴書で申し込む場合は、希望する職種を書面に記入すること。

(2) 応募申込みの受付期間及び受付時間

受付期間 令和6年2月9日（金）から2月22日（木）必着とします。

（土曜日、日曜日を除く。）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法及び申込先

以下のいずれかによる。

①役場本庁、各出張所に持参する。

②郵送する。（郵送の場合は、提出期間内に必着とする。）

〒891-4292 屋久島町小瀬田849番地20

屋久島町役場 生活環境課 生活衛生係 宛て

③メールによる提出

記入した申込書又は履歴書をPDF（カラー）に加工したもの

【メールの場合】kankyo@town.yakushima.kagoshima.jp

(4) その他

申込書及び履歴書に記載された個人情報については、屋久島町会計年度任用職員に係る採用試験及び任用手続きに必要な範囲内で利用します。提出された書類は、合否結果にかかわらず返却しませんので、ご了承ください。

また、この募集は令和6年度予算が成立することを前提とした募集内容となっております。募集開始時点では令和6年度の予算は成立しておりません。今後の状況により、今般の募集内容が変更になる可能性があることをご了承のうえ、お申し込みください。

【問い合わせ先】

屋久島町役場 生活環境課生活衛生係

〒891-4207

熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

TEL 0997-43-5900（内線136）

FAX 0997-43-5905